

平成21年第2回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成21年11月27日開会

平成21年11月27日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会



## 平成21年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局出席職員	1
説明のため出席した者	2
開会宣告	2
広域連合長挨拶	2
開議宣告	4
日程1 議席の指定について	4
日程2 会議録署名議員の指名について	4
日程3 会期の決定について	4
日程4 第11号議案 平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 について	4
日程5 第12号議案 平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算について	4
提案理由説明	
○東村広域連合長	4
採 決	6
日程6 第13号議案 福井県後期高齢者医療広域連合療養給付費等準備基金条例の 制定について	6
提案理由説明	
○東村広域連合長	6
採 決	6
日程7 第14号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の 一部改正について	6
提案理由説明	
○東村広域連合長	7
討 論	7
○畑野麻美子君	7
採 決	7
日程8 第15号議案 福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の 一部改正について	8
提案理由説明	
○東村広域連合長	8

採 決 .....	8
日程9 第16号議案 平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合	
一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について .....	8
討 論 .....	10
○畑野麻美子君 .....	10
採 決 .....	10
日程10 一般質問	
○畑野麻美子君 .....	10
○東村広域連合長 .....	11
○竹内事務局長 .....	12
○畑野麻美子君 .....	12
○竹内事務局長 .....	12
閉会宣告 .....	13

平成21年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第 11 号議案	平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について	広域連合長	21.11.27	21.11.27	原案可決
第 12 号議案	平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について	〃	〃	〃	原案可決
第 13 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合療養給付費等準備基金条例の制定について	〃	〃	〃	原案可決
第 14 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	原案可決
第 15 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について	〃	〃	〃	原案可決
第 16 号議案	平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃	認 定

平成21年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

月日	曜	時間	会議	場所	会議事項
11月21日	金	午後2時32分	本会議	福井県自治会館 多目的ホール	議案上程 討論、採決 一般質問、閉会



# 福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成21年11月27日（金曜日）午後2時32分開会

平成21年11月27日、平成21年第2回定例会  
が福井県自治会館多目的ホール（議場）に  
招集されたので、会議を開いた。

日程9 第16号議案 平成20年度福井  
県後期高齢者医療  
広域連合一般会  
計・特別会計歳入歳  
出決算の認定につ  
いて

日程10 一般質問

## ○議事日程

- 日程1 議席の指定について
- 日程2 会議録署名議員の指名について
- 日程3 会期の決定について
- 日程4 第11号議案 平成21年度福井  
県後期高齢者医療広  
域連合一般会計補正  
予算について
- 日程5 第12号議案 平成21年度福井  
県後期高齢者医療広  
域連合後期高齢者医  
療特別会計補正予算  
について
- 日程6 第13号議案 福井県後期高齢者  
医療広域連合療養給  
付費等準備基金条例  
の制定について
- 日程7 第14号議案 福井県後期高齢者医  
療広域連合職員の給  
与の支給に関する条  
例の一部改正につい  
て
- 日程8 第15号議案 福井県後期高齢者  
医療広域連合個人情  
報保護条例の一部改  
正について

## ○出席議員（19人）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 高野 新一君  | 4番 中村 清一君   |
| 5番 濱田 守好君  | 6番 浜田 勝美君   |
| 7番 松本 孝雄君  | 9番 玉邑 哲雄君   |
| 10番 川崎 悟司君 | 11番 福田 修治君  |
| 12番 森田 稔君  | 14番 吉村 春男君  |
| 15番 砂子 三郎君 | 16番 村田與右エ門君 |
| 17番 石川 道広君 | 18番 松山 俊弘君  |
| 19番 田辺 義輝君 | 20番 山川 豊君   |
| 21番 畑野麻美子君 | 22番 酒井 英夫君  |
| 23番 坂本伊三栄君 |             |

## ○欠席議員（4人）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 2番 三国 房雄君 | 3番 清水 正信君  |
| 8番 山崎 文男君 | 13番 梅木 隆治君 |

## ○事務局出席職員

- |       |         |
|-------|---------|
| 事務局長  | 竹 内 利 寿 |
| 事務局次長 | 森 川 亮 一 |
| 業務課長  | 八十島 孝 彦 |

会計管理者 清水 啓 司  
業務課長補佐 山 岸 健  
係 長 長谷川 正 広  
係 長 中 村 弘 和  
係 長 村 松 克 紀

---

○説明のため出席した者

広域連合長 東 村 新 一 君  
副広域連合長 杉 本 博 文 君

---

○議長（松山俊弘君） 平成21年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会は本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立しました。

よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、  
2番 三国 房雄君、3番 清水 正信君、13番 梅木 隆治君、山崎 文男君の4名であります。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、許可します。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 本日ここに、平成21年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御参集を賜

り厚く御礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者の負担割合を明確にし、国民皆保険を維持することを目的として、昨年の4月に制度が開始されて以来、約1年半が経過したところであります。

当初は、制度の複雑さや周知不足などから厳しい船出となりましたが、国においては、保険料の軽減措置などの見直しを行い、また、広域連合及び各市町におかれても、きめ細やかな相談体制の確立や効果的な広報・周知活動の実施を通じて、円滑な制度運営に努めた結果、一定の定着が図られたものと考えております。

しかしながら、本年8月30日に行われました第45回衆議院議員総選挙において、後期高齢者医療制度の廃止をマニフェストに掲げた民主党が勝利するところとなり、9月16日には民主党を中心とした鳩山連立内閣が発足し、翌17日には長妻昭厚生労働大臣が本制度の廃止を正式に表明いたしました。10月3日には、「老人保健制度の復活を断念し、当面は本制度を維持した後、地域保険としての一元的な運用の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する」として、平成25年度からの新たな制度への移行へと、舵を切り直したところであります。

こうした国の動向を踏まえ、全国の広域

連合で組織する、全国後期高齢者医療広域連合協議会においては、9月30日に、制度が定着してきているという観点から、「新制度に移行するまでの間は、現行制度の根幹を維持すること」を厚生労働大臣に強く求めるとともに、11月20日には、全国広域連合長会議を開催し、その会場で、「新制度への移行まで継続される、現行制度の課題を改善することと、国民の納得と信頼が得られる新制度を設計すること」という厚生労働大臣あての要望書を、横尾俊彦会長が、長浜博行厚生労働副大臣に直接手渡したところであります。

また、11月30日には、厚生労働大臣の主宰により、関係団体や高齢者の代表、学識経験者で構成される「高齢者医療制度改革会議」が設置され、全国協議会の横尾会長も委員として参加し、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方についての検討が始まることとなっております。

このように、発足後僅か1年半で、本制度の廃止が決定され、新たな制度の構築に向けた動きが本格化してきたわけですが、新たな制度につきましては、何よりも、被保険者の方々はもとより、広域連合や市区町村など現場の声を十分に反映したものであることが、最も重要であると考えており、今後は、全国の広域連合との連携を一層強化しながら、本県の声を国に届け

てまいる所存であります。

さらに、本県における制度の運営をお預かりする当広域連合といたしましては、新たな制度が導入されるまでの間、被保険者の方々が混乱することなく、安心して医療が受けられるよう、引き続き制度の円滑な運営に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、平成21年度の一般会計及び特別会計の補正予算など6議案を提案させていただいておりますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松山俊弘君） 議事に先立ちまして、ここで御報告申し上げます。

県内17市町から選出いただいております当広域連合協議会議員のうち、

8番 水津 達夫（すいづ たつお）君、16番 笠松 捷多朗（かさまつ しょうたろう）君、以上の2名から、当広域連合協議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定に基づき、議長においてこれを受理し、辞職を許可いたしました。

なお、この辞職に伴いまして、新たに当広域連合協議会議員に就任されました皆様を御報告申し上げます。

氏名を事務局から朗読させます。議事に先立ちまして、ここで御報告申し上げます。

○事務局員（清水啓司君） それでは、命

により、氏名を朗読いたします。

山崎文男議員、村田與右エ門議員

以上でございます。

○議長（松山俊弘君） なお、このたび新たに選出されました議員の皆さんにつきましては、議事の進行上、ただいま御着席の議席を仮議席に指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1「議席の指定」を行います。

今回新たに当広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、福井県後期高齢者医療広域連合議会 会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

氏名とその議席番号を事務局に朗読させます。

○事務局員（清水啓司君） それでは、命により、氏名と議席番号を朗読いたします。8番山崎文男議員、16番村田與右エ門議員、以上でございます。

○議長（松山俊弘君） 次に、日程2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、

15番 砂子 三郎君、17番 石川道広君を指名します。

次に、日程3「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。本定例

会の会期は、本日1日限りとしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

○議長（松山俊弘君） 次に、日程4及び日程5を会議規則第35条の規定により一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました、第11号議案「平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」及び第12号議案「平成21年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

先ず、第11号議案の平成21年度の一般会計補正予算から説明いたします。

議案1ページをお願いします。

平成21年度の一般会計補正予算であります。補正額は歳入・歳出とも1億1,140万3千円を増額し、予算総額で6億884万9千円とするものであります。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、「第4款 繰越金」を1億1,140万3千円増額しております。

す。

これは、平成20年度の広域連合運営経費の決算剰余金でありまして、次の3ページの歳出「第5款 諸支出金」において、各市町に返還するものであります。

次に、第12号議案の平成21年度の特別会計補正予算についてであります。議案4ページをお願いいたします。

補正額は、歳入・歳出ともに、28億8,473万5千円を増額し、予算総額で930億4,141万8千円とするものであります。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

先ず、歳入においては、「第1款 市町支出金」で保険料の均等割額の8.5割軽減措置を継続することに伴う保険料の減額分など、1億2,867万4千円を減額しております。

「第2款 国庫支出金」では、均等割額の8.5割軽減措置の補てん分としての臨時特例交付金や、特別調整交付金など、合わせて1億7,167万9千円を増額しております。

「第3款 県支出金」では、平成20年度における高額医療費負担金の追加交付分1,764万7千円を増額しております。

「第8款 繰入金」では、均等割額の8.5割軽減措置の継続に伴う保険料の減額分を補てんするため、臨時特例基金から繰り

入れるもので、1億2,999万4千円を増額しております。

「第9款 繰越金」では、平成20年度の決算剰余金として、26億9,408万9千円を増額しております。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

歳出につきましては、「第1款 総務費」に、今年度市町が実施いたします健康づくり事業に対する補助金等を新たに計上し、2,217万2千円を増額するものであります。

「第2款 保険給付費」は、補正額としてはゼロとなっておりますが、財源の内訳について、均等割額の8.5割軽減措置の継続に伴う市町村保険料負担金と、その不足分を補う臨時特例基金の繰入金との組替えを行うものであります。

「第6款 基金積立金」では、国の臨時特例交付金の臨時特例基金への積立金として1億2,999万4千円を、また、後ほど第13号議案で創設について御審議いただきます、療養給付費等準備基金に、平成20年度の保険料剰余金15億7,181万7千円を積み立てるもので、合わせて17億181万1千円を新たに計上しております。

「第8款 諸支出金」では、平成20年度療養給付費負担金等の精算による返還金など、合わせて11億6,075万2千円

を増額するものであります。

何とぞ十分なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（松山俊弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。

それでは、第11号議案及び第12号議案を一括して採決します。

原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（松山俊弘君） 日程6 第13号議案「福井県後期高齢者医療広域連合療養給付費等準備基金条例の制定について」を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました、第13号議案「福井県後期高齢者医療広域連合療養給付費等準備基金

条例の制定」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先ほど平成21年度特別会計補正予算で説明申し上げましたとおり、平成20年度において保険料の剰余金が発生し、また、本年度以降もその発生が見込まれるところであります。

そこで、こうした剰余金を積み立てた上で、後期高齢者医療保険の給付費用が不足する場合などに必要に応じて充当するため、新たな基金を設置するものであります。

何とぞ十分なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松山俊弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。それでは、採決します。第13号議案につきまして、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松山俊弘君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

日程7 第14号議案「福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について」を議題

とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました、第14号議案「福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本案は、本年8月11日の人事院、10月6日の福井県人事委員会の勧告に対し、県及び県内全市町がこれらの勧告を尊重して、所要の措置を講ずることから、当広域連合においても同様の措置を講ずることとして、本条例を改正するものでございます。改正の主な内容といたしましては、① 住宅を所有する職員に対する住居手当の引下げ、② 12月期の期末・勤勉手当の支給割合の引下げ、③ 給与の引下げに伴う、本年4月から11月までの給与の減額相当分を、12月期の期末手当から差し引くという調整措置であります。何とぞ十分なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(松山俊弘君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑の通告はありませんでしたので、質疑を終結します。ただ今から、討論に入ります。21番 畑野麻美子君から、討論の通告がありましたので、許可しま

す。21番 畑野麻美子君。

21番 畑野麻美子。

(畑野麻美子君 登壇)

○畑野麻美子君 議案14号は国の人事院勧告に連動して、条例の一部を改正するものです。そもそも人事院勧告は国家公務員の給与に関して勧告を行うものであり、地方自治体が従わなければならないものではありません。夏季一時金勧告は0.2月削減を行いました、その影響はその後の民間中小における夏季一時金妥結状況に波及し、国民春闘共闘集計で月数では公務員並みの0.2月となっております。公務に賃下げを強行し、賃金削減サイクルを加速させる勧告と言わざるを得ません。公務員は全体の奉仕者として、安心して意欲を持って公務労働に専念できる条件が補償されなければなりません。何より公務員労働者に耐え難い生活悪化をもたらすことです。職場からの生活改善の声にまったく耳を傾けないこのような議案には賛成できません。

○議長(松山俊弘君) 以上で討論を終結します。

それでは、採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松山俊弘君) 御異議なしと認めます。それでは、採決します。

(賛成者起立)

○議長(松山俊弘君) 起立多数であります。よって、そのように決しました。

日程 8 第 15 号議案「福井県後期高齢者医療広域連合 個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。  
提出者の提案理由の説明を求めます。  
連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました、第 15 号議案「福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本案は、統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止が、平成 21 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

何とぞ十分なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(松山俊弘君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松山俊弘君) 御異議なしと認めます。

それでは、採決します。

第 15 号議案につきまして、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松山俊弘君) 御異議なしと認

めます。

よって、そのように決しました。

日程 9 第 16 号議案「平成 20 年度福井県後期高齢者医療広域連合 一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。  
連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました、第 16 号議案「平成 20 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第 233 条第 1 項の規定に基づき決算を調製し、同条第 2 項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、審査意見書の提出がありましたので、同条第 3 項及び第 5 項の規定により、所要の書類を添えて議会の認定に付するものであります。

先ず、平成 20 年度歳入歳出決算書の 1 ページ「決算総括表」をお願いいたします。

平成 20 年度の決算規模でございますが、平成 20 年 4 月からの制度開始に伴い、一般会計及び新たに創設された後期高齢者医療特別会計を合計いたしまして、歳入決算額といたしまして、773 億 2,704 万 9,560 円、歳出決算額といたしまして、745 億 2,155 万 8,158 円で、差

引額は、28億549万1,402円となっております。おめくりいただきまして、2ページ「一般会計歳入決算書」をお願いいたします。一般会計の歳入の主なものとしたしましては、「第1款 分担金及び負担金」が、市町負担金として4億1,720万9,604円、「第4款 繰越金」が、平成19年度の決算剰余金として7,030万399円となっております。

次に3ページ「一般会計歳出決算書」をお願いいたします。

歳出の主なものとしたしましては、「第2款 総務費」が、当広域連合の運営経費として1億6,242万4,477円、「第3款 民生費」では、制度運営に係る特別会計への繰出金として2億1,663万3,473円となっております。

おめくりいただきまして、5ページ「特別会計歳入決算書」をお願いいたします。

特別会計の歳入の主なものとしたしましては、「第1款 市町支出金」が、被保険者からの保険料と療養給付費の定率負担分とを合わせた負担金として131億1,916万817円、「第2款 国庫支出金」が、療養給付費の定率負担分など257億4,682万6,600円、同じく「第3款 県支出金」が、60億2,608万2,097円、また、「第4款 支払基金交付金」が、現役世代からの支援金である社会保険診療報酬支払基金の交付金として314億2,

906万4,000円となっております。

おめくりいただきまして、7ページ「特別会計歳出決算書」をお願いいたします。

歳出の主なものとしたしましては、制度の根幹を成す療養諸費を含めた「第2款 保険給付費」が729億4,565万395円、「第6款 基金積立金」が、臨時特例基金積立金として7億8,607万6,236円となっております。

これらの結果によりまして、一般会計では、1億1,140万2,853円の、特別会計で、26億9,408万8,549円の差引き残額が発生いたしましたが、これは、平成21年度に繰り越すこととし、先ほど、御承認いただきました平成21年度一般会計及び特別会計補正予算で措置させていただいたところであります。

以上、第16号議案「平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、御説明いたしました。

なお、この決算につきましては、お二人の監査委員による決算審査をお受けいただきまして、その審査意見書と、主要な施策の成果等報告書を別冊のとおり配布させていただいておりますので、御確認いただき、何とぞ十分なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松山俊弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑の通告はありませんでしたので、  
質疑を終結します。

ただ今から、討論に入ります。

21番 畑野麻美子君から、討論の通告がありましたので、許可します。

21番 畑野麻美子。

(畑野麻美子君 登壇)

○畑野麻美子君 先の参議院では、後期高齢者医療制度廃止法案は可決され、今回の民主党中心の政権でも新しい制度ができるまでは先送りということですが廃止する方向であります。こういう制度をすすめた決算には賛成できません。

○議長(松山俊弘君) 以上で討論を終結します。

それでは、採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松山俊弘君) 御異議なしと認めます。

それでは、採決します。

第16号議案につきまして、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松山俊弘君) 起立多数であります。よって、そのように決しました。日程10 一般質問を行います。

21番 畑野麻美子君の一般質問を許可します。

21番 畑野麻美子。

(畑野麻美子君 登壇)

○畑野麻美子君 私からは、短期証の発行についてと、2010年度の保険料について質問します。広域連合においては、短期証はただ単に機械的に発行しているのではなく、昨年度分2期以上を納めなかった方、市町から納付相談をしているが、3回以上接触してもいっこうにに応じてもらえない方に交付したとのことですが、全国的には、宮城・群馬・千葉・東京・神奈川・新潟・福岡の7都県は発行ゼロと聞いていますし、北信越では、新潟ゼロ、長野401、富山19、石川281と聞いています中、福井県においては、436人に短期証が交付されていますが、高齢者の人口比でみるとずば抜けて多い発行状況ですが、その理由についてお聞きします。

次に2010年度の保険料についてですが、厚生労働省は11月20日、後期高齢者医療制度の保険料について、来年4月の改定で2009年度に比べ、全国平均で約13.8%増加すると発表しました。厚生労働省は10月下旬の試算では、約10.4%増と見込んでいましたが、上げ幅がさらにふくらむことになりました。保険料改定は、2年ごとに行われ、来年4月は最初の見直し時期となります。この制度は、高齢者人口の増加や医療費増で保険料が値上がりする仕組みになっています。2009

年度の保険料は全国平均で年額約6万2千円、13.8%上昇なら約8,556円の負担増となります。福井県ですと、年額約57,400円に対し7,921円の負担増となる計算になります。厚生労働省からの保険料の大幅な引き上げを抑えるための通達も含め、広域連合では保険料の値上げを抑制するため、具体的にどのような施策を考えていますか。

○議長（松山俊弘君） 畑野君の質問に対する理事者の答弁を求めます。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 「短期被保険者証について」と「平成22年度の保険料について」の2点について御質問をいただきましたが、私からは、2点目の「平成22年度の保険料」についてお答えいたします。

先ず、保険料の算定方法について簡単に御説明いたしますと、保険料の適用期間は法律に基づき2年間となっておりますので、この2年間における療養給付費等の歳出見込総額から国庫負担金等の歳入見込総額を差し引いた残りの額が保険料総額となり、これを基礎といたしまして、被保険者の人数や所得の状況を元に1人当たりの保険料を算定するものでございます。

現在の保険料もこうした方法により算定し、均等割額については年額

43,700円、所得割額については所得の7.9%でございますが、実際の1人当たりの保険料年額で見ますと平均で54,386円となっており、これは、全国平均の61,924円と比べましても、7,538円低い状況となっております。

そこで、平成22年度と23年度に適用いたします新たな保険料についてでございますが、厚生労働省では、高齢化の進展に伴う被保険者数の伸びや医療費の伸びが、保険料算定の決め手となる療養給付費を押し上げる結果、全国平均で約13.8%上昇するという試算を発表したところであり、本県におきましても、何の手立ても講じなければ、保険料の上昇は避けられない状況であるものと認識いたしているところでございます。

こうした状況の中、当広域連合といたしましては、今後、本年12月に決定される来年度からの診療報酬の改定率も加味した試算を改めて行った上で、被保険者の皆さんに十分配慮して、保険料をできる限り抑制するという基本的な考え方に立ちながら、これまでの保険料の剰余金の活用を中心とした抑制策を講じてまいりたいと考えております。

事務局長。

（事務局長 竹内利寿君 登壇）

○事務局長（竹内利寿君）

私からは、1点目の「短期被保険者証の

発行について」、お答えいたします。

御質問は、「他の都道府県と比べて発行状況が多いことをどのように捉えているのか」と「発行状況が多い理由をどのように考えるのか」という2点でございますが、関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

本県における短期被保険者証については、昨年度の保険料を2期以上納めていない方々のうち、各市町が納付相談等を3回以上行ったにも拘らず、これに一向に応じない方々に対して交付しているものであり、資格証明書を交付するまでの暫定的な措置という側面を持つものであります。

その交付基準については、全国まちまちであり、各広域連合が、これまでの国民健康保険における考え方や取扱い、国の取扱い方針などを総合的に勘案しながら、構成市区町村と十分協議した上で、それぞれの地域の実情に応じて定めているものであります。

こうした中で、去る10月に厚生労働省が発表いたしました全国の交付状況では、議員御指摘のとおり、その交付者数に相当のバラつきが出たわけではありますが、その中には、東京都、神奈川県及び福岡県のように、被保険者証の有効期間自体が2年間或いは4年間であるケースや、構成市区町村との協議が整わず事務手続きが間に合わなかったために交付できなかったというケ

ース、さらには富山県のように事務手続きが間に合わず、15市町村のうち4市町のみでの交付となったケースも見受けられたところでもあります。

このように、今回の短期被保険者証の交付については、本県を含めて各都道府県が、それぞれが持つ独自の交付基準や特殊事情を考慮しながら判断した結果によるものであり、ただ単に、交付者の数や高齢者人口比率といった数字だけをもって他の都道府県と比較することは、実態を的確に把握するという観点からは、あまり実益が得られないのではないかと考えております。

21番 畑野麻美子。

○議長（松山俊弘君） 21番畑野麻美子君

○畑野麻美子君 今後どのようなスケジュールで新たな保険料を決定していきますか。事務局長。

○議長（松山俊弘君） 事務局長

○事務局長（竹内利寿君） 保険料を決定いたします今後の手順といたしましては、先ず、先ほど連合長が答弁いたしましたとおり、来年度から適用される診療報酬の改定率が、本年12月中に決定される予定でありますので、決定され次第、これを反映させた試算を改めて行います。

その試算結果を踏まえ、現在の保険料との差額について、どれだけの額をどういう方法で補填するかという具体的な抑制策を、

全国の状況も勘案しながら、また構成市町とも協議しながら検討した上で、新たな保険料の案を決定し、来年2月に開会予定の臨時議会に提案させていただきたいと考えております。

なお、臨時議会につきましては、被保険者の方々に混乱が生じないように、新たな保険料を決定した後に十分な周知期間を設けるという趣旨から、来年2月の上旬を予定しているものでございますので、議員各位には御理解賜りますようお願いいたします。

21番 畑野麻美子。

○議長（松山俊弘君） 21番畑野麻美子君

○畑野麻美子君 厚生労働省においては、剰余金の全額活用や財政安定基金の切り崩しを奨める他、都道府県、市町村に対しても各広域連合への法定外の財源繰入も要請したようです。お年寄りの負担増とならないよう保険料をあげないことを強く求めて質問を終わります。

○議長（松山俊弘君） 以上で、通告による発言は全て終了いたしました。

よって、一般質問を終結します。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可します。  
連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 平成21年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開会されるに当たり、一言御礼を申し上げます。

議員各位には、長時間に渡り、提案させていただきました各議案について、慎重なる御審議をいただき、本日ここに妥当なる御議決を賜りましたことに、心から厚く御礼申し上げます。

本制度は、今後、廃止から新たな制度への移行という、これまでにない重要な局面を迎え、その過程では紆余曲折も予想されますが、私どもといたしましては、被保険者の皆さんに安心していただけるよう、制度の円滑な運営に、鋭意取り組んでまいり所存でございますので、議員各位におかれましても、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（松山俊弘君） 以上で会議を閉じます。

これをもちまして、平成21年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

午後4時3分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、  
ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 松 山 俊 弘

署名議員 砂 子 三 郎

署名議員 石 川 道 広